

遺伝子組換え食品の検査

遺伝子組換え食品は、内閣府にある食品安全委員会で安全性に問題ないと判断され、承認後、国内で製造・輸入・販売などが可能になります。検査は、承認済みのものについては定量検査(食品中に遺伝子組換え体がどのくらい含まれているかを調べる検査)を行います。一方、未承認のものについては定性検査(食品中に遺伝子組換え体が含まれているかを調べる検査)を行います。

平成24年5月に、各区福祉保健センターが収去した30検体について、遺伝子組換え食品の検査を実施しました。

1 定量検査

豆腐19検体及び枝豆1検体について、ラウンドアップ・レディー・大豆^{*1}の定量検査を行いました。これらのうち19検体は「遺伝子組換えでない」と表示があり(任意表示)、1検体は遺伝子組換えに関する表示はありませんでした。分別生産流通管理^{*2}が適切に実施されていなかったり、意図的に混入した場合、「遺伝子組換え不分別」もしくは「遺伝子組換え」と表示する必要があります。

定量検査の結果、いずれも混入率は5%以下^{*3}であり、違反検体はありませんでした(表1)。

表1 ラウンドアップ・レディー・大豆の検査結果

品名	原産国	検体数	混入率5%を超える検体
豆腐	日本	19	0
枝豆	日本	1	0
計		20	0

^{*1} 除草剤耐性を持つ遺伝子を組み込んだ大豆です。日本では、平成13年に安全性審査を経て承認されています。

^{*2} 遺伝子組換え農作物と非遺伝子組換え農作物を生産・流通・加工の各段階で混入が起こらないよう管理し、そのことが書類等により証明されていることをいいます。

^{*3} 分別生産流通管理が適切に行われた場合でも、遺伝子組換え農作物の一定の混入は避けられないことから、大豆では5%以下の意図せざる混入が認められています。

2 定性検査

トウモロコシ加工品(菓子類)10検体について、Bt10トウモロコシ^{*4}の定性検査を行いました。その結果、いずれも不検出であり、違反検体はありませんでした(表2)。

表2 Bt10トウモロコシの検査結果

品名	原産国	検体数	検出数
トウモロコシ加工品(菓子類)	日本	10	0

^{*4} 除草剤耐性と害虫抵抗性を持つ遺伝子を組み込んだトウモロコシです。過去にアメリカで安全性審査が行われていない種子が誤って流通し、栽培された事例がありました。日本で安全性審査が行われていないため、食品衛生法により販売等が認められていません。

【 検査研究課 食品添加物担当 】